

テレビ・ラジオショッピングや新聞広告を見て、販売業者に
電話で注文する時は、「定期購入」の勧誘に注意してください。

電話で注文するときの心構え！！

※以下は、電話注文時に販売業者から「定期購入」
を勧められるケースを想定したものです。

<電話注文する前>

- ✓ テレビ・ラジオショッピングや新聞広告で紹介されていた商品の名称や価格を確認する。

<電話注文する時>

- ✓ 別の商品の購入を勧められることがある。
- ✓ 複数月分の商品の購入を勧められることがある。
- ✓ 「定期購入」の契約を勧められることがある。
- ✓ 興味がなければきっぱりと断る。
- ✓ 興味を持っても、すぐに注文せず、「定期購入」の契約かどうかをよく確認して、十分に理解できない場合はきっぱり断る。
- ✓ いったん電話を切ってから慎重に検討する。

<電話注文の電話を切る時>

- ✓ 「定期購入」の契約を申し込んでいないかを確認！
- ✓ 断ったのに「定期購入」になっていたら改めてきっぱり断る！

<商品が到着した時>

- ✓ 「納品書」などで「定期購入」の契約になっていないか確認！
- ✓ 意図せず「定期購入」の契約になっていたら、すぐに販売業者に連絡し、「定期購入」の契約は申し込んでないことを伝える。

トラブルが生じた場合は、家族や周りの者、
最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう

消費者ホットライン「188（いやや!）」番

*最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等を
ご案内する全国共通の3桁の電話番号

*「定期購入」は、解約を申し出ない限り、
定期的に商品が届くので、放置しない！



独立行政法人
国民生活センター

【「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？（No.3）】

テレビショッピングなどをみて電話で注文したら、意図せず「定期購入」に！？

—「サンプル」「おまとめコース」などを勧められても要注意！— （2022年11月）

